

人事行政の運営等の状況

上市町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年上市町条例第1号）第6条の規定に基づき、令和4年度における上市町人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。
 なお、一部の項目については、令和5年4月1日現在の状況を公表します。

1 総括

（1）人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考) 3年度の人件費率
4年度	人 19,228	千円 10,870,037	千円 282,121	千円 1,488,281	% 13.7	% 12.7

注1 普通会計とは、水道事業・病院事業等を除く町事業全般を行うための会計をいいます。

注2 人件費には、一般職員に支給される給与、退職手当負担金及び共済費並びに町長・議員等の特別職に支給される給料・報酬等を含みます。

（2）職員給与費の状況（普通会計決算）

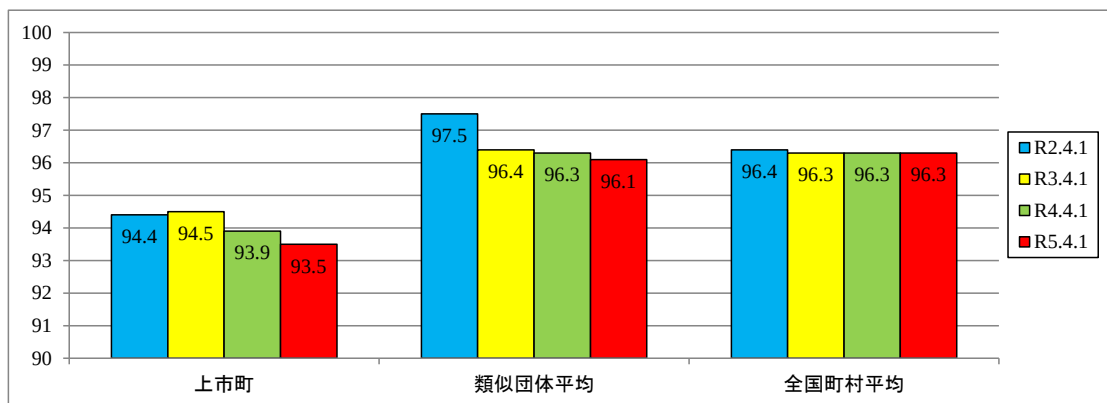
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり給与費 B / A	(参考) 3年度平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末手当 勤勉手当	計 B		
4年度	人 144	千円 506,116	千円 69,613	千円 193,063	千円 768,792	千円 5,339	千円 5,394

注1 「職員手当」には、「退職手当」を含みません。

注2 「職員数」は、令和4年4月1日現在の人数です。

注3 「給与費」については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。また、職員数には当該職員を含んでいません。

（3）ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



注1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

注2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与改定の状況

① 月例給

区分	給与 改定率	(参考) 国の改定率
4年度	0.23%	0.30%

注 「給与改定率」は、平均給料月額の変動率（改定後平均給料月額－改定前平均給料月額）を改定前平均給料月額で除して算出しています。

ここでの「平均給料月額」とは、行政職給料表の全号給の和を号給数で除した値です。

② 特別給(期末・勤勉手当)

区分	年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
4年度	4.4月	4.4月

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表等の見直し

（給料表の改定時期） 平成27年4月1日
（内容）行政職給料表について、国の人事院勧告に準じて平均2%引下げ。1級（全号給）及び2級の初任給に係る号給は、引下げなし。3級以上の級の高位号給は、最大4%程度引下げ。5，6級で号給増設。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。
他の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。（医療職（一）を除く。）
55歳を超える職員の給料等の0.5%減額支給措置を平成30年3月31日で廃止。

② その他の見直し内容

- ・寒冷地手当支給廃止（平成27年4月1日実施、経過措置あり）
- ・管理職員特別勤務手当において、国と同様に見直しを実施（平成27年4月1日実施）

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

① 行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
上市町	42.8 歳	308,580 円	380,328 円	327,716 円
富山県	43.4 歳	321,576 円	393,093 円	350,854 円
国	42.4 歳	322,487 円	404,015 円	— 円
類似団体	42.5 歳	310,903 円	367,314 円	334,265 円

② 医師職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
上市町	45.4 歳	447,389 円	1,113,163 円	743,189 円
国	53.5 歳	511,570 円	839,896 円	— 円
類似団体	48.4 歳	487,773 円	1,157,507 円	804,080 円

③ 看護・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
上市町	40.7 歳	286,160 円	360,692 円	296,323 円
国	47.8 歳	321,176 円	360,574 円	— 円
類似団体	42.5 歳	296,728 円	349,521 円	308,575 円

④ 技能労務職

公 務 員						民 間			
区 分	平均年齢	職 員 数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	参 考 A/B
上 市 町	54.8 歳	6 人	279,467 円	283,134 円	280,550 円	—	— 歳	— 円	—
うち自動車運転手	57.4 歳	2 人	— 円	— 円	— 円	自家用自動車運転手	— 歳	— 円	—
うち学校給食員	53.3 歳	3 人	— 円	— 円	— 円	調理士	— 歳	— 円	—
富山県	59.6 歳	— 人	254,669 円	274,046 円	260,293 円	—	— 歳	— 円	—
国	51.2 歳	— 人	286,942 円	329,178 円	— 円	—	— 歳	— 円	—
類似団体	51.8 歳	— 人	292,325 円	316,557 円	301,146 円	—	— 歳	— 円	—

区分	参考 年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
	上 市 町	—	—
自動車運転手	— 円	— 円	—
学校給食員	— 円	— 円	—

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています（令和2年～令和4年の3か年平均）。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点について完全に一致しているものではありません。

※ 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

注1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

注2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当等の全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区	分	上 市 町	富 山 県	国
行政職	大 学 卒	185,200 円	191,700 円	185,200 円
	高 校 卒	154,600 円	158,900 円	154,600 円
技能労務職	高 校 卒	147,700 円	151,900 円	— 円
	中 学 卒	136,200 円	143,800 円	— 円
医 師 職	大学6卒	263,300 円	263,300 円	— 円
医療技術職	大 学 卒	191,500 円	197,800 円	— 円
	短大3卒	181,100 円	186,200 円	— 円
看護・保健職	大 学 卒	216,000 円	218,600 円	— 円
	短大3卒	204,900 円	213,200 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和5年4月1日現在）

区	分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
行政職	大 学 卒	265,607 円	343,615 円	378,894 円	392,682 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
技能労務職	高校～短大卒	— 円	— 円	— 円	300,725 円
医 師 職	大 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
医療技術職	大 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	短大3卒	253,800 円	— 円	346,240 円	— 円
看護・保健職	大 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	短大3卒	269,050 円	323,656 円	343,033 円	353,860 円

※「経験年数」とは、卒業後直に採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものです。

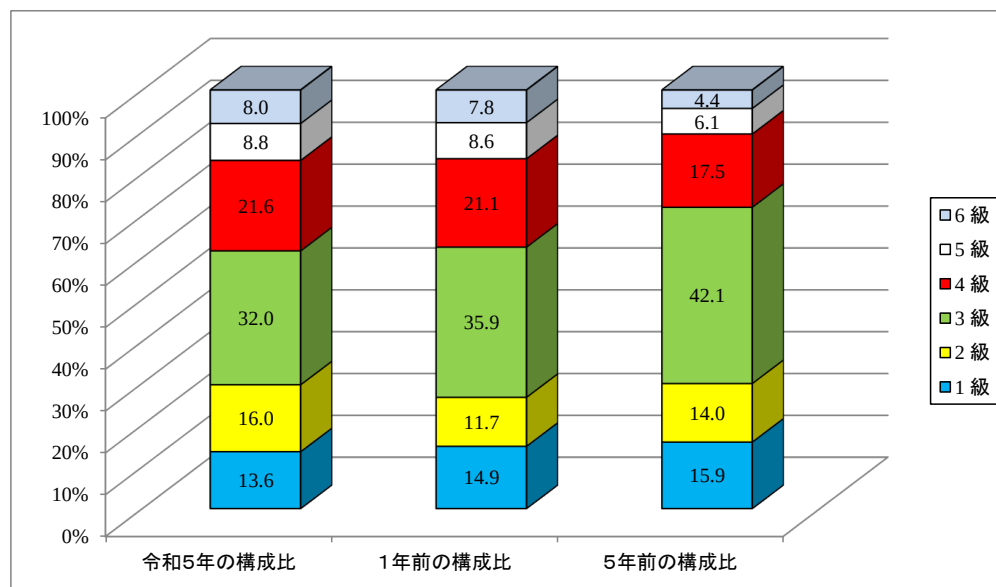
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事、技師	17 人	13.6 %	150,100 円	247,600 円
2 級	主事、技師	20 人	16.0 %	198,500 円	304,200 円
3 級	係長、主任	40 人	32.0 %	234,400 円	350,000 円
4 級	課長代理	27 人	21.6 %	266,000 円	381,000 円
5 級	主幹	11 人	8.8 %	290,700 円	393,000 円
6 級	課長	10 人	8.0 %	319,200 円	410,200 円
計		125 人	100.0 %		

注1 上市町の給与条例に基づく給料表の級区分による行政職の職員数です。

注2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。



注 平成18年度に8級制から6級制に変更しています（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）。

(2) 昇給への人事評価の活用状況（行政職）

令和5年度中における運用	上市町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

以下の職員手当の平均支給額及び支給実績額は、水道事業会計を除くすべての会計について記載しています。

(1) 期末手当・勤勉手当

上 市 町	富 山 県	国
1人当たり平均支給額（4年度） （管理職を含む。） 1,289 千円	1人当たり平均支給額（4年度） （管理職を除く。） 1,579 千円	—
（4年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.4月分 2.0月分 （1.35月分）（0.95月分）	（4年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.4月分 2.0月分 （1.35月分）（0.95月分）	（4年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.4月分 2.0月分 （1.35月分）（0.95月分）
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 なし	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

注1 期末手当の月数は給料及び扶養手当を基礎とする月数をいい、勤勉手当の月数は給料を基礎とする月数をいいます。

注2 （ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（行政職）

令和5年度中における運用	上市町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

上 市 町			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 （定年前早期退職加算措置 2%～20%）			その他の加算措置 （定年前早期退職加算措置 2%～45%）		
1人当たり平均支給額（4年度退職者）					
定年・勸奨		19,109千円			
自己都合等		2,810千円			

注 退職手当の1人当たり平均支給額は、4年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（令和5年4月1日現在）

制度なし

(4) 特殊勤務手当 (令和5年4月1日現在)

※ () 内は、病院事業を除いた場合

支給実績 (4年度決算)		107,795 千円 (848 千円)			
支給職員1人当たり平均支給年額 (4年度決算)		468,675 円 (36,883 円)			
職員全体に占める手当支給職員の割合 (4年度)		60.7 % (14.9 %)			
手当の種類 (手当数)		10 種類			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (4年度決算)	左記職員に対する支給単価	
税務手当	町税徴収業務従事職員	徴収及び滞納処分に関する業務	14 千円	日額300円	
感染症等防疫手当	感染症防疫作業従事職員	感染症患者の救護作業等	10,408 千円	日額300円 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応は、 防疫作業 日額3,000円 患者等への接触対応 日額4,000円	
行旅死亡人等取扱手当	行旅死亡人等取扱業務従事職員	行旅死亡人又は犬猫等動物の死体処理業務	26 千円	行旅死亡人 1件当たり1,000円 犬猫等 1件当たり 300円	
除雪手当	除雪車運転業務従事職員	除雪のための除雪車の運転業務	23 千円	日額300円	
医療業務手当	病院、診療所等に勤務する医療業務に従事した職員	医療業務	84,911 千円	麻酔技術手当 日額 20,000円以内 緊急処置手当 日額 10,000円以内 救急勤務手当 日直1回につき13,500円 宿直(輪番日)1回につき18,600円	
緊急出動手当	消防署に勤務する職員	火災、傷病者搬送又は人命救助のための緊急出動	— 千円	緊急傷病人搬送 (救急救命士) 1回当たり300円 火災又は人命救助 1回当たり200円	
火葬業務手当	火葬業務従事職員	火葬場における火葬業務	0 千円	日額1,000円	
精神保健業務手当	精神保健業務従事職員	精神障害者の訪問指導、護送等	0 千円	日額300円	
看護師等処遇改善手当	病院に勤務する看護職員等	感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線における看護業務	11,628 千円	月額4,000円	
保育士等処遇改善手当	保育業務従事職員等	感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線における保育業務	785 千円	月額5,000円	

(5) 時間外勤務手当

※ () 内は、病院事業を除いた場合

支給実績 (4年度決算)	119,448 千円 (36,314 千円)
職員1人当たり平均支給年額 (4年度決算)	345 千円 (269 千円)
支給実績 (3年度決算)	132,516 千円 (34,464 千円)
職員1人当たり平均支給年額 (3年度決算)	397 千円 (276 千円)

注1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

注2 職員1人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、支給実績(決算額)と同じ年度の4月1日現在の水道事業職員を除いた総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含んだものを用いています。

※令和4年度決算には、参議院議員選挙の従業務における時間外勤務手当(4,607千円)が含まれています。

(6) その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (4年度決算)
扶養手当	(1)配偶者 6,500円 (2)配偶者以外 ① 1人につき6,500円 子は10,000円 ②満15歳年度初めから満22 歳年度末までの間にある 子1人につき、5,000円を 加算	同じ		千円 30,655	円 245,237
住居手当	借家等 ①家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 ②家賃23,000円を超える場合 11,000円+(家賃-23,000円)/2 (最高限度額 27,000円)	同じ		17,880	266,866
通勤手当	(1)交通機関利用職員 6か月定期券等の価額による 一括支給 全額支給限度額1か月当たり 55,000円 (2)交通用具使用職員 距離段階区分に応じ 2,000円～31,600円	同じ		17,020	61,225
管理職手当	管理職に当該職の区分 及び給料の級に応じて支給	同じ		17,318	509,340
管理職員 特別勤務 手当	(1)管理職員が週休日・祝日・ 年末年始の休日等に勤務した場 合に支給 職区分に応じ 6時間未満：4,000円～10,000円 6時間以上：6,000円～15,000円 (2)管理職員が平日深夜に勤務 した場合に支給 職区分に応じ 2,000円～5,000円	同じ		374	19,684

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
		(参考) 類似団体における最高/最低額		
給 料	町 長	822,000 円	840,000 円 / 621,000 円	
	副 町 長	683,000 円	683,000 円 / 540,000 円	
	教 育 長	605,000 円	— 円 / — 円	
報 酬	議 長	360,000 円	381,000 円 / 273,000 円	
	副 議 長	310,000 円	317,000 円 / 221,000 円	
	議 員	290,000 円	299,000 円 / 203,000 円	
期 末 手 当	町 長	(4年度支給割合)		
	副 町 長	3. 1 0 月分		
	教 育 長			
	議 長	(4年度支給割合)		
	副 議 長	3. 3 0 月分		
	議 員			
退 職 手 当	町 長	(算定方式) 給料月額×500/100×在職期間(月数)/12	(1期の手当額) 1 6 , 4 4 0 千円	(支給時期) 任期毎に支給
	副 町 長	給料月額×280/100×在職期間(月数)/12	7 , 6 5 0 千円	任期毎に支給
	教 育 長	給料月額×210/100×在職期間(月数)/12	3 , 8 1 2 千円	任期毎に支給

注 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（町長、副町長：4年＝48月、教育長：3年＝36月）務めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

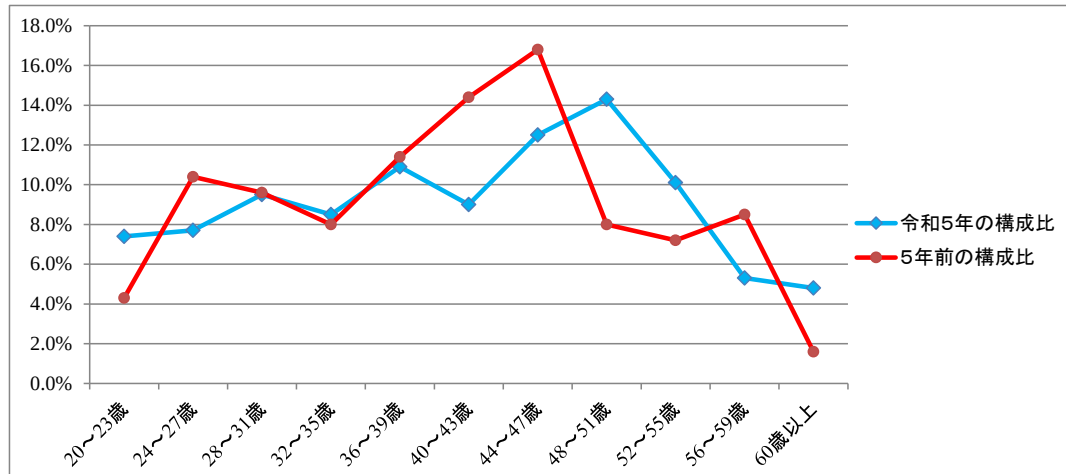
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在、単位：人）

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
部 門		令和4年	令和5年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政	議 会	1	1	0
		総 務	39	36	△ 3
		税 務	12	12	0
		労 働	1	1	0
		農林水産	12	12	0
		商 工	5	5	0
		土 木	11	12	1
		小 計	81	79	△ 2
		福 祉	34	33	△ 1
	福 祉 関 係	衛 生	11	9	△ 2
		小 計	45	42	△ 3
	一般行政計		126	121	△ 5
	特 別 行 政	教 育	18	18	0
		消 防	0	0	0
		小 計	18	18	0
	普通会計部門計		144	139	△ 5
公 営 企 業 等 会 計	病 院	225	223	△ 2	<参考> 人口1万人当たりの職員数 62.93 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 — 人)
	水 道	5	5	0	
	下水道	2	1	△ 1	
	その他	8	9	1	
	小 計	240	238	△ 2	
合 計		384 [419]	377 [419]	△ 7 [0]	<参考> 人口1万人当たりの職員数 196.07人

注1 職員数は、一般職に属する職員数（教育長を除く。）であり、町で給与を支給しない派遣者を除きます。

注2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人0	人28	人29	人36	人32	人41	人34	人47	人54	人38	人20	人18	人377

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	令和5年	令和4年	令和3年	令和2年	平成31年	平成30年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	121	126	122	121	119	123	△2 98.4%
教育	18	18	16	16	17	17	1 105.9%
消防	0	0	0	0	0	0	0 0.0%
普通会計計	139	144	138	137	136	140	△1 99.3%
公営企業等会計計	238	240	240	244	241	236	2 100.8%
総合計	377	384	378	381	377	376	1 100.3%

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

(4) 令和4年度の職員採用試験の状況

採用区分	採用者数	受験者数
行政職	事務職員 3 人	20 人
	技術職員 1 人	2 人
	社会福祉士 1 人	3 人
	保育士 1 人	2 人
医療職	看護師 7 人	9 人
合計	13 人	36 人

注 職員採用は、全て競争試験により行っています。

(5) 昇任の状況（令和5年4月1日付）

職区分	主 任	係 長	課長代理	主 幹	課 長	合 計
人数	3 人	7 人	5 人	3 人	3 人	21 人

注 病院の医療職を除きます。

(6) 退職の状況（令和4年度中）

職種区分	行政職	技能労務職	医療職	合 計
人数	10 人	1 人	21 人	32 人

7 職員の勤務時間その他の勤務条件

(1) 勤務時間の状況

職員の勤務時間は原則として下表のとおりです。

	令和5年度
勤務時間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5
休憩時間	1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0

注 病院等を除きます。

(2) 休暇、休業制度の取得状況

職員の休暇、休業制度については、上市町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、規則や職員の育児休業等に関する条例、規則等に基づいて定められており、主な休暇、休業の状況は下表のとおりです。

区 分	休暇（休業）期間等 令和5年4月1日現在	令和4年の取得状況
年次休暇	20 日（1年当たり）	平 均 9.0 日
夏季休暇	5 日（1年当たり）	平 均 4.4 日
産前・産後休暇	産前8週間・産後8週間	取得者 9 人
子の看護休暇	中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1年間に5日（2人以上の場合10日）	取得者 17 人
病気休暇	90 日以内	取得者 26 人
介護休暇	6 月以内	取得者 0 人
育児休業	子が3歳に達するまでの期間のうち、申請して承認された期間	取得者 17 人

8 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分の状況

令和4年度に分限処分の状況は、下表のとおりです。

降 給	降 任	休 職	免 職	合 計
0 人	0 人	7 人	0 人	7 人

注 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことをいいます。

(2) 懲戒処分の状況

令和4年度の懲戒処分の状況は、下表のとおりです。

戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

注 懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持する目的から、職務上の義務違反など、公務員としてふさわしくない非行がある場合に行われる処分のことをいいます。

9 職員の服務の状況

(1) 職員の守るべき義務の概要

地方公務員法第30条は、服務の根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は職員に対し、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（同法第32条）、信用失墜行為の禁止（同法第33条）、秘密を守る義務（同法第34条）、職務に専念する義務（同法第35条）、政治的行為の制限（同法第36条）、争議行為等の禁止（同法第37条）、営利企業等の従事制限（同法第38条）等服務上の強い制約を課しています。

(2) 職務専念義務免除の状況

令和4年度の職務専念義務免除の状況は、下表のとおりです。

免 除 の 事 由	承 認 件 数
研修を受ける場合	0 件
厚生に関する計画の実施に参加する場合	0 件
職員団体の業務に従事する場合	0 件
町長が定める場合（献血等）	19 件
（新型コロナウイルス感染症のワクチン接種）	24 件
（新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に伴う療養）	13 件
合 計	56 件

注 職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間中において、職務に専念する義務（地方公務員法第35条）がありますが、合理的な理由がある場合は、限定的にその免除が認められています。

(3) 営利企業等従事許可の状況

令和4年度の状況は、下表のとおりです。

承認・許可件数	備 考
営利企業等従事 許可件数	0 件

注 職員は、任命権者の許可（例外的に、職務との間に利害関係が発生するおそれがなく、職務の遂行に支障がないと認める場合のみ）を受けなければ、営利を目的とする会社等の役員を兼ねたり、報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない（地方公務員法第38条）とされています。

1 0 職員の人事評価の状況

職員の勤務成績の評価に係る概要は、次のとおりです。

(1) 評価方法

- ① 能力評価 … 職種、階層により評価項目を定め、職務遂行の過程において発揮された能力について評価を行います。
- ② 業績評価 … 職員があらかじめ設定した業務目標の達成度やその他の業務目標以外の取組について評価を行います。

※ ①と②の合計点数で、「優秀」、「良好」、「良好でない」の3段階評価で総合評価を行います。

(2) 評価者

原則、当該職員の直属の上司が評価を行い、客観的な立場で調整者（第2評価者）によって評価の調整を行います。

(3) 評価期間

評価は毎年4月1日から9月30日まで前期とし、10月1日から3月31日までを後期として年2回の評価を行います。

1 1 職員の退職管理の状況

令和4年度の退職者の再就職の状況については、次のとおりです。

退職者数	再就職者数		
		町（特別職・再任用）	その他の団体
6名	1名	1名	0名

※退職者数は、管理職の退職者数です。

1 2 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の状況

令和4年度の職員の研修の状況については、下表のとおりです。

研 修 区 分		修了者数
職員派遣研修		0 人
	市町村等中堅幹部職員養成研修	0 人
市町村職員研修機構及び県職員研修所で実施の研修		66 人
必須	市町村新任職員研修(前期)	13 人
	市町村新任職員研修(後期)	13 人
	市町村吏員基礎課程研修	3 人
	市町村吏員継続課程研修	3 人
	市町村新任係長研修	7 人
	市町村現任係長研修	2 人
	市町村新任主幹研修	2 人
	市町村新任所属長研修	4 人
	市町村現任課長研修	2 人
	再任用職員研修	0 人
専門	フォローアップ研修	1 人
	クリティカルシンキング研修	1 人
	発想力向上研修	1 人
	事務ミストラブル防止研修	1 人
	ロジカルシンキング入門研修	1 人
	クレーム対応研修	1 人
	ハードクレーム対応研修	2 人
	新任職員トレーナー養成研修	1 人
	管理者研修	1 人
	DX入門研修	3 人
	SDGsと地方創生研修	1 人
	法制執務に関する実務研修	1 人
ハラスメント防止対策研修	1 人	
ワンチーム女性職員政策課題研究研修(令和3年度より継続受講)	1 人	
基礎研修		23 人
	上市町新任職員研修	23 人
特別研修		184 人
	上市町ハラスメント防止研修	129 人
	健康づくりセミナー	45 人
	若手職員地域課題解決フィールドワーク研修(令和3年度より継続受講)	2 人
	法制執務研修(中級)	8 人
自主研修(通信教育・放送大学等)		2 人
市町村職員中央研修所(市町村アカデミー)		0 人
計		275 人

注 上の表の研修は総務課が管理する研修です。

この他、各課(局)での業務の専門的研修があります。

(2) 勤務成績の評定の状況

勤務成績の評定は、直属の課長等により業務実績や職務遂行能力などについて評価し、昇任・昇格・人事異動の資料として組織の活性化に活用しています。

(参考)

職員の資質向上については、平成17年度に策定した「人材育成基本方針」に基づき、体系的に取り組んでいます。

1.3 職員の福祉厚生状況

(1) 厚生制度の状況

公務能率の向上を図るため、職員の健康管理等の厚生事業を実施しており、その状況は下表のとおりです。

区分	主 な 項 目	対 象 者 等	実 施 状 況	
			役 場	病 院
健康管理	定期健康診断	全職員	39 人	68 人
	一般ドック（節目を含む。）	希望職員（節目は指定年齢の職員）	99 人	127 人
	脳ドック	希望職員	9 人	12 人
福利事業	職員互助会への補助金	研修事業及び福利増進事業	補助金額 570 千円	補助金額 0 千円
その他の厚生	ライフプランセミナー	指定年齢の職員	1 人	1 人

(2) 共済制度の状況

社会保障の一環としての共済制度の概要は、次のとおりです。

- ① 機 関 富山県市町村職員共済組合
- ② 事業概要 (ア)短期給付事業 病気・ケガ・出産・死亡・休業・災害に対しての必要な給付
(イ)長期事業 退職・障害・死亡に対して年金又は一時金の給付
(ウ)福祉事業 健康診断などの健康の保持増進事業及び貸付事業
- ③ 財 源 必要な費用は、「組合員の掛金」と「地方公共団体の負担金」によって賄われています。

主な短期給付の状況は下表のとおりです。

区分	主な内容	給 付 の 状 況			
		役 場		病 院	
		件 数	金 額	件 数	金 額
保健給付	療養費	58 件	988 千円	23 件	757 千円
	高額療養費				
	出産費				
休業給付	傷病手当金	46 件	5,829 千円	60 件	8,725 千円
	育児休業手当金				
災害給付	災害見舞金	0 件	0 千円	0 件	0 千円
附加給付等	入院附加金	78 件	1,235 千円	51 件	1,123 千円
	一部負担金払戻				
	埋葬料				
計		182 件	8,052 千円	134 件	10,605 千円

注1 R4.4.1～R5.3.31の期間に給付された延べ件数及び金額となっています。

注2 給付実績は、組合員とその家族（被扶養者）を含めた金額となっています。

(3) 公務災害補償制度の状況

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害（負傷、疾病、障害及び死亡）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補填（補償）と、被災職員の社会復帰の促進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業（福祉事業）を行うことを目的としています。

具体的には、地方公務員法第45条に基づいて定められた地方公務員災害補償法によって定められています。

公務災害又は通勤災害と認定された件数は下表のとおりです。

令和4年度実績	役 場	病 院
認定件数	1 件	8 件
うち 公務災害	1 件	8 件
うち 通勤災害	0 件	0 件

1.4 勤務条件及び不利益処分に関する不服申立て等の状況

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査・判定し、必要な措置を執るとともに、職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をするため富山県町村公平委員会を共同設置しています。

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

令和4年度の措置の要求はありません。

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

令和4年度の不服申し立てはありません。

1.5 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 3年度の総費用に占める 職員給与費比率
4年度	千円 351,014	千円 16,967	千円 29,210	% 8.3	% 8.8

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給 与 費 B / A	(参考) 3年度平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末手当 勤勉手当	計 B		
4年度	人 5	千円 19,751	千円 1,712	千円 7,747	千円 29,210	千円 5,842	千円 5,806

注1 職員数は、令和5年3月31日現在の人数です。

注2 職員手当には、退職手当を含みません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
上市町	48.1 歳	331,780 円	486,841 円
全国市町村平均	45.7 歳	335,310 円	500,619 円

注 平均月収額には、期末手当・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

上 市 町 水 道 事 業		上 市 町	
1人当たり平均支給額（4年度）		1人当たり平均支給額（4年度）	
1,549 千円		1,289 千円	
（4年度支給割合）		（4年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.4月分	2.0月分	2.4月分	2.0月分
(1.35月分)	(0.95月分)	(1.35月分)	(0.95月分)
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～15%		・役職加算 5～15%	
・管理職加算 なし		・管理職加算 なし	

注1 期末手当の月数は給料及び扶養手当を基礎とする月数をいい、勤勉手当の月数は給料を基礎とする月数をいいます。

注2 （ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

上 市 町 水 道 事 業			上 市 町		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
（定年前早期退職加算措置 2%～20%）			（定年前早期退職加算措置 2%～20%）		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額（4年度退職者）		
令和4年度 —			定年・勸奨 19,109千円		
			自己都合等 2,810千円		

注 退職手当の1人当たり平均支給額は、4年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（令和５年４月１日現在）

制度なし

エ 特殊勤務手当（令和５年４月１日現在）

支給対象業務なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（４年度決算）	1,299 千円
職員１人当たり平均支給年額（４年度決算）	260 千円
支給実績（３年度決算）	1,111 千円
職員１人当たり平均支給年額（３年度決算）	222 千円

注１ 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

注２ 職員１人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、支給実績（決算額）と同じ年度の４月１日現在の

総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務

職員を含んだものを用いています。

カ その他の手当（令和５年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	上市町の 制度と 異同	上市町の制度と 異なる内容	支給実績 (４年度決算)	支給職員１人当たり 平均支給年額 (４年度決算)
扶養手当	(1)配偶者 6,500円 (2)配偶者以外 ①1人につき6,500円 子は10,000円 ②満15歳年度初めから満22 歳年度末までの間にある 子1人につき、5,000円を 加算	同 じ		千円 156	円 78,000
住居手当	借家等 ①家賃23,000円以下の場合 家賃－12,000円 ②家賃23,000円を超える場合 11,000円+(家賃-23,000円)/2 (最高限度額 27,000円)	同 じ		162	162,000
通勤手当	(1)交通機関利用職員 6箇月定期券等の価額による 一括支給 全額支給限度額1箇月当たり 55,000円 (2)交通用具使用職員 距離段階区分に応じ 2,000円～31,600円	同 じ		96	24,000
管理職手当	管理職に当該職の区分 及び給料の級に応じて支給	同 じ		0	0
管理職員 特別勤務 手当	(1)管理職員が週休日・祝日・ 年末年始の休日等に勤務した場 合に支給 職区分に応じ 6時間未満：4,000円～10,000円 6時間以上：6,000円～15,000円 (2)管理職員が平日深夜に勤務 した場合に支給 職区分に応じ 2,000円～5,000円	同 じ		0	0